

帯広市公共施設等整備保全基金条例をここに公布する。

令和6年3月26日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第3号

帯広市公共施設等整備保全基金条例

(設置)

第1条 帯広市の公共施設等の整備、保全等に要する経費に充てるため、帯広市公共施設等整備保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、帯広市一般会計歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、帯広市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は各会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のため、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、帯広市一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

- (1) 公共施設等の整備、保全等に要する経費に充てるとき。
- (2) 前号の経費に充当した市債の償還費に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。